|  |
| --- |
| 青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業に係る企画提案公募要領 |

スマートフォンなど多機能なインターネット接続端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットを介して児童ポルノや児童買春などの犯罪やトラブル等に遭う事案が増加しており、青少年を取り巻く環境は、大変深刻なものとなっています。

　そのため、ＳＮＳ等インターネットを介した青少年の被害防止の強化を図るため、青少年や青少年の性被害等につながるおそれのある働きかけを行う大人に向けて、より効果的・効率的な啓発が可能となるようターゲットを絞り込み配信を行うインターネット広告（以下、ターゲティング広告）を活用した啓発事業を実施します。

本事業を実施するにあたって、より効果的・効率的なものとするため、事業者を企画提案公募により募集します。

１　事業名

青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業

（１）事業の趣旨・目的・概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

（２）委託上限額

１，８６０千円（消費税及び地方消費税を含む）

２　スケジュール

　令和２年７月１４日（火曜日）　　　　　 公募開始

　令和２年７月２２日（水曜日）　　　　　 説明会開催

　令和２年７月２８日（火曜日）午後５時　　質問受付締切

　令和２年８月１４日（金曜日）午後５時　 提案書類提出締切

　令和２年８月中旬（予定）　　　　　 　　 選定委員会

　令和２年８月３１日（月曜日）（予定）　　 契約締結

　令和２年９月　１日（火曜日）（予定）　　 事業開始

　令和３年３月３１日（水曜日）　　　　　 事業終了

３　公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

（１）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（４）府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（５）消費税及び地方消費税を完納していること。

（６）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

（７）大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（１）キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（（１）キに掲げる者を除く。）でないこと。

（８）府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

４　応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

（１）公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和２年７月１４日（火曜日）から同年８月１４日（金曜日）まで

（土・日曜日、祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

大阪府政策企画部青少年・地域安全室青少年課健全育成グループ

所在地　：大阪市中央区大手前三丁目１番43号　大阪府庁新別館南館７階

電話番号：06-6944-9147

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、青少年課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/netkoukoku/index.html> ）からダウンロードできます。（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

令和２年７月１４日（火曜日）から同年８月１４日（金曜日）まで

（土・日曜日、祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

（２）応募書類

正本１部（応募書類、添付書類）、副本７部（応募書類のみ）を提出してください。

但し、副本７部については個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容の記入をしない　　　　　でください。（表紙及び背表紙含む）

ア　応募申込書（様式１：原本１部（押印したもの）、副本７部）

イ 企画提案書（様式２：原本１部、副本７部）

企画提案書の下部には、通しページ番号を付けてください。

ウ　応募金額提案書（様式３：原本１部、副本７部）

エ　事業実績申告書（様式４：原本（押印したもの）１部、副本７部）

上記（様式４）に加え、別途、過去に実施した類似の事業実績の詳細資料がある場合は提出してください（様式自由：原本１部、副本７部）。

オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③委任状（様式７：１部）

④使用印鑑届（様式８：１部）

　　カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：原本１部）

キ　事業実施体制の組織表（様式自由：原本１部、副本７部）

各構成員の役割分担等を明示してください。

＜添付書類＞

ク　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ケ①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３か月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３か月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

④個別注記表（収益計上基準を明らかにすること）

⑤直近の試算表（令和2年4月以降のもの）

シ　監査役、監事もしくは会計監査人の監査報告書の写し（１部）

ス　法人税申告書・地方法人税申告書のうち以下の添付書類（１部）

①別表一、四、五の一、五の二、十五

②「勘定科目内訳明細書」のうち、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び「雑益、雑損失等

の内訳書」

セ　(ア)障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　 　・常用労働者の総数が45.5人未満の場合のみ提出

　　　　・常用労働者の総数が45.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した『障害者雇用状況報告書』（令和元年６月１日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書のプリントアウトしたものを提出）

 　　　 (イ)大阪保護観察所長による雇用証明書の写し（１部）

※セに関しては、該当がある場合のみ提出してください。

（３）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４）応募書類の不備

　　 　応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５）その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してく　ださい。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

ウ　表紙及び背表紙については、原本は提案事業タイトルと提案団体名を、副本は提案事業タイトルを記入してください。

＜記入例＞「青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業」提案書

株式会社○○（法人名）

エ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

５　説明会

（１）開催日時

令和２年７月２２日（水曜日）午前１０時から１２時まで

※終了時刻は進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

（２）開催場所（地図参照）

大阪市中央区大手前3丁目1-43

大阪府庁　新別館北館１階

会議室兼防災活動スペース１

Osaka Metro谷町線・中央線

「谷町四丁目駅」

1A番出口から約 50m

（３）申込方法

・電子メール（seishonen@sbox.pref.osaka.lg.jp）でお申し込みください。

・「件名」に「説明会申込み：青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業（法人名）」と明記してください。

・電子メール本文に「参加団体名」「参加者職・氏名」「連絡先」を記入してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。（電話連絡: 午前１０時から午後５時まで　ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者１者につき２名までの出席でお願いします。

（４）説明会への申込期限

令和２年７月２０日（月曜日）午後５時まで

　　※説明会への参加は応募の必須要件ではありません。また、説明会参加の有無は審査に影響しません。

６　質問の受付

（１）受付期間

公募開始日から令和２年７月２８日（火曜日）午後５時まで

（２）提出方法

・電子メール（seishonen@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

・「件名」に「質問：青少年に対するインターネット上での被害防止のための啓発事業（法人名）」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。（電話連絡:午前１０時から午後５時まで

　ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

（３）回答方法

質問への回答は、令和２年８月３日（月曜日）までに青少年課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/netkoukoku/index.html> ）に掲示し、個別には回答

しません。

７　審査の方法

（１）審査方法

ア　（２）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、選定委員による合議の上、最優秀提案事業者を決定します。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日　令和２年８月中旬（予定）

・選定委員会場所　　大阪府庁新別館内会議室（Osaka Metro中央線・谷町線「谷町四丁目駅」）

※詳細については、別途連絡します。

　　　　ただし、応募者多数の場合は、書類審査による選定を行った上で、プレゼンテーション審査を

行います。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ　最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

（２）審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 基本的な考え方 | ・本事業の目的を理解しているか。・本府が考える課題の解決に結びつくか。 | 10点 |
| 提案内容の妥当性及び充実度 | ・地域、年齢、性別、検索キーワード等の掛け合わせによる対象の絞り込み方法等は適切か。・検索キーワードは適切か。 | 10点 | 60点 |
| ・広告のデザインはそれぞれのターゲットに対して興味を引く内容か。 | 10点 |
| ・広告時期・期間、時間帯等が広告媒体毎に適切に設定されているか。 | 10点 |
| ・各広告媒体における目標数は妥当か。・目標数を達成するための方策は適切か。 | 10点 |
| ・啓発の効果検証において、測定方法は適切か。 | 10点 |
| ・改善策を検討するために必要な分析であるか。 | 10点 |
| 事業の経歴 | ・過去（平成27年4月1日以降）に同種又は類似する業務を完了した実績があるか。 | 5点 |
| 事業の実施体制 | ・本事業に係る人員配置、役割分担は適切か。・提案事業者と府との連携体制はあるか。・事業の過程はコンプライアンスの点から適切か。 | 10点 |
| 府施策との整合性 | ・提案事業者は、府の労働施策（障がい者雇用・保護観察対象者等の雇用）に対応しているか。 | 5点 |
| 価格点 | ・価格点の算定式満点（5点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | 10点 |
| 合計 |  | 100点 |

（３） 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を青少年課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/koseishonen/netkoukoku/index.html>） において公表

します。応募者が２者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

※品質点及び価格点・提案金額

②全提案事業者の名称　＊申込順

③全提案事業者の評価点　＊評価点順 内容は①に同じ

④最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥その他 （最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

８　契約手続きについて

（１）契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

（２）契約金額の支払いについては、精算払いとします。

（３）契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

（４）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

（５）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

（６）契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

（７）（６）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

９　その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>